

宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業補助金交付要領

令和4年4月1日

福祉保健部感染症対策課

(趣旨)

第1条 宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業補助金交付要綱（令和3年12月27日福祉保健部健康増進課通知。以下「交付要綱」という。）に定める宮崎県新型コロナウイルス検査促進事業補助金の交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について（令和3年12月20日付け内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）、ワクチン検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第2条 交付要綱第4条第1項に定める県が別に定める日は、次のとおりとする。
申請対象期間は2ヶ月を最小の単位とし、申請日は申請対象月の末日とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月2日から施行する。